

地方自治体はヘイトスピーチ規制にどう取組むか ～公共施設利用制限の可否を考える～

人種差別撤廃条約第4条

「締約国は、…差別のあらゆる扇動又は行為を根絶することを目的とする迅速かつ積極的な措置をとることを約束する。…」

2009年、京都朝鮮学校に対して「朝鮮人、首つれ、毒飲め、飛び降りろ」などと人種・民族差別発言を繰り返した在特会の街頭宣伝について、大阪高裁は「ヘイトスピーチを繰り返す団体の街頭宣伝活動が社会的な偏見や差別意識を助長し増幅させる悪質な行為であることは明らか」、「人種差別という不条理な行為によって、児童や園児が被った精神的な被害は多大であったと認められる」と判示し、最高裁も在特会の上告を棄却し、判決は確定しました。しかし、ヘイトスピーチは今でも決して収束せず、全国に拡散しています。

そして今新たに自治体は排外主義を主張する団体の公共施設利用という問題に直面しています。山形市や大阪府門真市は不許可とし、豊島区は「明白な危険が具体的にない」として許可しました。表現の自由を最大限尊重しつつ、「人種差別を後援せず、擁護せず、支持せず、廃止し、無効にし、禁止し、終了させる」(人種差別撤廃条約第2条 b, c, d)方法を一緒に考えたいと思います。

日時；2015年11月9日(月)18:30 第2韓国広場ビル8階文化センターアリラン

JR新大久保駅または副都心線東新宿駅下車徒歩8分 URL: <http://www.arirang.or.jp/>

資料代；500円

講師；師岡康子さん(弁護士・東京弁護士会外国人の人権委員会委員)

交流会；終了後、夕食懇親会を予定しております。

呼びかけ人(問い合わせ・参加連絡先)

〈世話人〉高柳俊哉(さいたま市議会議員)メール: info@toshiyat.jp

山田貴夫(フェリス女学院大学講師)メール: anyongyamada@abeam.ocn.ne.jp

金朋央(コリアNGOセンター東京事務局長)

多文化共生・自治体政策研究会とは？

さまざまな国籍や民族の人びとが、共に地域社会で市民として暮らし、それぞれの権利が尊重されるような政策の実現を、まず生活の場である地方自治体から取り組んでいこうとの思いから、超党派の自治体議員に、学習と交流、情報交換の場を開いています。

◆資料準備の都合上、11月3日までに下記へ氏名、所属を明記して申し込んでください。

Email: annyongyamada@abeam.ocn.ne.jp

Fax: 044-589-8383 山田貴夫